

芦市環第2346号

平成27年1月14日

芦屋市監査委員 山本 彼一郎 様

芦屋市監査委員 松木 義昭 様

芦屋市長 山中 健

定期監査（事務監査）の結果に基づく措置について（通知）

平成27年1月8日付け芦監報第17号で報告のありました定期監査（事務監査）の結果に基づき、市民生活部において別紙のとおり措置を講じました。

以上

監査結果報告に対する措置について

【市民生活部 人権推進課】

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(1) 県支出金の人権啓発活動地方委託金の調定日について、委託事業の請書の日付（4月1日）に遡って調定しているが、委託金の請求の日（7月25日）が芦屋市財務会計規則第25条の「歳入を収入する原因が生じたとき」であるため、その日を調定日とするよう改められたい。</p> <p>(2) 文書管理システムにおいて、收受文書をもとに供覧や起案をする場合、新たに文書番号を設定すべきところ収受番号のままとなっていたものが散見された。文書番号が重複することのないよう、「芦市人受第〇号」を「芦市人第△号」に改められたい。</p>	<p>(1) 県支出金の人権啓発活動地方委託金について、次年度より、調定日を委託金の請求の日に改めます。</p> <p>(2) 文書管理システムにおいて、受文書をもとに供覧や起案の文書を作成する際には、文書番号が重複しないように、新たに文書番号を設定するよう改めます。 なお、今年度の收受文書をもとに供覧や起案した文書については新たな文書番号に修正しました。</p>

監査結果報告に対する措置について

【市民生活部 男女共同参画推進課】

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(1) 男女共同参画センター施設使用料及び男女共同参画センター講座等受講料について、利用者及び受講者に発行する領収書に連番号が付されていない。適正な現金取扱事務を行うため、領収書はあらかじめ連番号を付したものを使用するよう改められたい。</p> <p>また、使用料及び受講料を「芦屋市長」及び「男女共同参画センター」名で領収しているが、「出納員」名に改めるとともに、収納金を市の指定する金融機関へ払い込む際は、出納員名で納付書を作成し、受講者等その他の内容は内訳欄に記載されたい。</p>	<p>(1) 男女共同参画センター施設使用料及び男女共同参画センター講座等受講料について、領収書を発行する際には、領収者を出納員名に改めるとともに、連番号については、順次対応し、次年度にはすべての領収書に連番号が付されるよう改めます。</p> <p>また、収納金を市の指定する金融機関へ払い込む際の納付書についても、出納員名で作成し、受講者等の内容は内訳欄に記載するよう改めました。</p>

監査結果報告に対する措置について

【市民生活部 市民課】

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(1) 住民票の写し等交付手数料収納事務については、委託契約を締結し受託者がその事務を行っている。収納金を市の指定する金融機関へ払い込む際に、交付申請者名で納付書を作成しているが、受託者名で行い交付申請者名等の内容は内訳欄に記載されたい。</p> <p>(2) 調定の時期について、行政財産の目的外使用料を収入日で調定していたが、使用許可の決定した日が調定日である。また、国庫支出金のうち入管事務委託費及び県支出金の厚生労働統計調査委託金についても、収入日に事後調定しているが、事務委託費概算払請求書を提出した日が芦屋市財務会計規則第25条の「歳入を収入する原因が生じたとき」であるため改められたい。</p> <p>(3) 合議先に合議ができていない決裁文書が見受けられた。また、收受登録の際に收受番号を「受」に設定していないものや收受文書に收受日付印の押印がされていないものが散見されたので注意されたい。</p>	<p>収納金の納付について、受託者名で行い、交付申請者名等の内容は内訳欄に記載することに改めました。</p> <p>行政財産の目的外使用料の調定日について、使用許可の決定した日に改めました。また、入管事務委託費及び県支出金の厚生労働統計調査委託金の調定について、事務委託費概算払請求書を提出した日に改めます。</p> <p>関係部署への合議が漏れないこと、また、收受登録の際の收受番号「受」設定、收受文書の收受日付印の押印について漏れないことを徹底します。</p>

監査結果報告に対する措置について

【市民生活部 経済課】

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(1) 国庫支出金及び県支出金の補助金、交付金の調定の時期については、内示の通知文書の日付で処理しているものが見受けられたが、交付決定の通知に基づき受入額が確定した時、また、委託費については、原則請求した日が歳入を収入する原因が生じたときである。適正な処理をされたい。</p> <p>(2) 市民農園入園料については、平成26年度分の納入通知書発送の決裁がされていなかった。納入の通知は、納入義務者に納付すべき金額、期限等を通知する対外的行為であるので決裁を経て発送するよう改められたい。また、年度当初(使用許可日4月1日付)に利用許可日の異なる入園料も含めて調定が行われていた。当初以降の許可分については、許可をした日を調定日とするよう改められたい。</p> <p>(3) 合議先に合議ができていない決裁文書が見受けられたので注意されたい。また、交付金等国や県からの通知文書に收受日付印の押印がないもの、文書管理システムによる收受登録がなされていないもの、收受登録する際の文書番号に「受」を設定していないもの、收受起案の際の文書番号を收受番号のままとしているもの、供覧文書を收受起案で回議しているものなどが散見されたので改められたい。</p>	<p>(1) 国庫支出金及び県支出金の交付金の調定は受入額が確定した時に、また、委託費は請求した日をもって調定日とするよう改めます。</p> <p>(2) 市民農園の納入通知書を発送する際は、決裁を行うよう改めました。また、入園料の調定については、許可した日をもってその都度、調定日とするよう改めました。</p> <p>(3) 合議先に合議ができていない決裁については、職務権限規程に基づき回議するよう改めました。收受日付印については、新たに印を作成して收受処理を行うこととし、收受登録等の手続きについても、文書管理システムの流れに沿った事務処理を行うよう改めます。</p>

監査結果報告に対する措置について

【市民生活部 保険課】

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(1) 合議先に合議ができていない決裁文書が見受けられたので注意されたい。</p> <p>(2) 諸収入の診療報酬返還金（一般会計）について、収入後の事後調定を行われていたが、事前の通知等によりあらかじめ収入内容などが明らかなものについては事前調定するよう改められたい。</p>	<p>(1) 職務権限規程に基づき、必要な合議先に合議を行います。</p> <p>(2) 収入については内容を精査の上、事前調定すべきものかどうか適切な判断を行います。</p>

監査結果報告に対する措置について

【市民生活部 環境課】

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(1) 火葬場の使用料等について、収納事務受託者である「太陽築炉工業株式会社」が領収した収納金を、指定金融機関に納入する際、納入者名を「芦屋市聖苑 管理者 秋山督雄」及び「市民生活部環境課出納員 大上勉」の連名で納付されているが、収納事務受託者である「太陽築炉工業株式会社」で納入するよう改められたい。</p> <p>(2) 霊園使用許可書書換及び再交付手数料について、申請者から領収した収納金は出納員名で領収しており、指定金融機関に払い込む際も出納員名で納付書を作成し、申請者等その他の内容は内訳欄に記載するよう改められたい。</p> <p>(3) 兵庫県大気汚染常時監視網管理運営委託金について、兵庫県の依頼文書に收受日付印が押印されていない。收受した際は、收受日付印を押印するとともに、文書管理システムで收受登録をして、必要な場合は收受供覧または收受起案をするよう改められたい。</p> <p>(4) 刊行物等販売収入について、職員互助会と覚書を交わして、1冊500円の3%、15円の手数料を差し引いた1冊485円で調定し収納されている。しかし、歳入と歳出を相殺することはできないので、歳入は1冊500円で調定し、不足する手数料分は歳出予算に計上した上で、振替支出により処理するよう改められたい。</p>	<p>(1) 火葬場の使用料等について、収納事務受託者が領収した収納金を指定金融機関に納入する際、納入者名を収納事務受託者とするよう改めました。</p> <p>(2) 霊園使用許可書書換及び再交付手数料について、申請者から領収した収納金を指定金融機関に払い込む際には出納員名で納付書を作成し、申請者等その他の内容は内訳欄に記載するよう改めました。</p> <p>(3) 兵庫県大気汚染常時監視網管理運営委託金について、兵庫県の依頼文書を收受した際には收受日付印を押印するとともに、文書管理システムで收受登録をして、收受起案をするよう改めます。</p> <p>(4) 刊行物等販売収入について、歳出予算において手数料分を計上したうえ、歳入を1冊500円で調定し、不足する手数料分は振替支出により処理するよう改めます。</p>

監査結果報告に対する措置について

【市民生活部 収集事業課】

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(1) 資源ごみ売却代金を納入義務者に対して納入通知書により請求しているが、納入通知書の発送についての決裁がなされていない。納入の通知は、納入義務者に納付すべき金額、期限等を通知する対外的行為であるので決裁を経て発送するよう改められたい。</p> <p>(2) 文書管理システムによる到着文書の收受登録がなされていない。また、起案処理においても、施行情報のうち、発送方法、公印申請及び発送処理に誤りがあったので、必要項目の入力漏れをなくすなど、適正な決裁及び決裁後処理を行われたい。</p>	<p>(1) 納入通知書を送付する場合には、発送の決裁を行うよう改めます。</p> <p>(2) 到達文書については文書管理システムにより收受登録を行います。 また、起案及び決裁処理において、処理誤りや記入漏れがないか点検を行い、回議された起案書の承認及び決裁時にも再度点検を行い適正な事務処理を行います。</p>

監査結果報告に対する措置について

【市民生活部 環境施設課】

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(1) 委託業者の施設使用許可について、許可の決裁において合議先(企画課)に合議を行っていないものがあつたので、職務権限規程に基づく適正な決裁を得るべきである。</p> <p>また、使用許可指令書に許可書の全文を誓約する請書の提出についての記載漏れ等の誤りがあつたので、適正な使用許可書を作成されたい。</p> <p>(2) 文書管理システムにより、納入通知書の送付、契約の締結及び告示行為など文書の発送が必要な決裁を調査したところ、施行情報に発送先、発送方法、使用する公印の情報の登録がなく、施行や発送処理もされていないものがあつたので適正な決裁処理をしていただきたい。</p> <p>(3) リュース・フェスタについて、開催の決裁はあるが、事業実施による無料家具の引取者及び有料自転車の売り払い当選者等の決定などについて報告がなされていない。今後、事業の結果についての報告決裁を行っていただきたい。</p> <p>(4) 粗大ごみ処理手数料収納事務委託契約について、委託期間が自動更新の規定になっているが、地方自治法232条の3で、支出の原因となるべき契約は法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならぬと規定しているので、委託契約の条文を精査されたい。また、収納事務受託者である旨の証票が発行されていないので、収納事務委託要領及び会計規則に即して適正に事務を進められたい。</p>	<p>(1) 職務権限規程に基づき、必要な合議先に合議を行います。</p> <p>使用許可指令書には、許可書の全文を誓約する請書の提出を記載すること及び納入遅延の場合の延滞金の年利についても改正後の率に改めます。</p> <p>(2) 起案文書は、施行情報に発送先、発送方法、使用する公印の情報を登録し、施行、発送処理をするなど適正な事務処理を行います。</p> <p>(3) 今後は、事業の実施による当選者等の結果、当選者への納入通知の発送、収入科目の決定など事業報告の決裁を行います。</p> <p>(4) 粗大ごみ処理手数料収納事務委託契約書の条文を精査します。</p> <p>また、収納事務受託者である旨の証票の発行漏れがないようにします。</p>

監査結果報告に対する措置について

【市民生活部 上宮川文化センター】

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(1) 上宮川文化センター使用料について、利用者からの収納金を指定金融機関に払い込む際は出納員名で納付書を作成し、申請者等その他の内容は内訳欄に記載するよう改められたい。</p> <p>(2) 県からの補助金依頼文書に收受日付印の押印がなく、收受登録もされず、收受供覧や收受起案をすることもなく、別途、補助金の交付申請について起案し、決裁がなされていた。收受した際は、收受日付印を押印するとともに、文書管理システムで收受登録をして、必要な場合は收受供覧または收受起案をするよう改められたい。</p>	<p>(1) 上宮川文化センター使用料について、利用者からの収納金を指定金融機関に払い込む際は出納員名で納付し、申請者等の内容は内訳欄に記載するよう改めました。</p> <p>(2) 県からの補助金依頼文書を收受した際は、收受日付印を押印し、文書管理システムで收受登録をして收受起案するよう改めます。</p>